

## 2022（令和4）年度 第1回榎原市人権審議会会議録

日 時：2022（令和4）年11月29日（火） 午前10時00分～12時15分

場 所：大和信用金庫八木支店 3階 第1会議室

出席委員：飯田 潔委員、今井 りか委員、上田 剛委員、大越 克也委員、奥田 茂委員、  
加護 善三委員、葛井 潔委員、小西 満洲男委員、島本 太香子委員、谷井 宰委員、  
寺前 耕一委員、野島 佳枝委員、松本 初代委員、森田 英嗣委員、矢追 もと委員、  
吉田 浩巳（16名）

欠席委員：鄭 順子委員、堀 智晴委員、森 昌彦委員、吉岡 眞委員（4名）

出席者：亀田市長、深田教育長、細川企画戦略部副部長、谷本企画政策課長補佐、竹村人事課長、  
辻本人権政策課長・飛騨コミュニティセンター所長・大久保コミュニティセンター所長、  
大鳥市民窓口課長、村井田地域振興課長、門長健康増進課長、西浦こども未来課長、  
上田福祉総務課長、北場障がい福祉課長、樋上長寿介護課長、平林学校教育課長補佐、  
吉田人権・地域教育課長

事務局：中谷人権政策課長補佐、増田統括調整員、小西主査、  
古井飛騨コミュニティセンター所長補佐、岩谷大久保コミュニティセンター所長補佐

傍聴者：1名

議 題：

- ・「2022（令和4）年度版 榎原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」について

（司会）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

最初に、委員の皆様をご紹介いたします。お手元にあります名簿順にご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきますのでご了承ください。

飯田 潔委員です。新たに本年7月19日付けて就任されました。

今井 りか委員です。

上田 剛委員です。

大越 克也委員です。

奥田 茂委員です。

加護 善三委員です。

葛井 潔委員です。

小西 満洲男委員です。

島本 太香子委員です。

谷井 宰委員です。

鄭 順子委員です。本日は所用により欠席されています。

寺前 耕一委員です。

野島 佳枝委員です。

堀 智晴委員です。本日は所用により欠席されています。

松本 初代委員です。

森 昌彦委員です。本日は所用により欠席されています。

森田 英嗣委員です。

矢追 もと委員です。

吉岡 眞委員です。本日は所用により欠席されています。

吉田 浩巳委員です。

本日は市側より、市長をはじめ教育長及び檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会の関係課長も出席しております。

それではここで、人権審議会の開会にあたり、檀原市長よりご挨拶申し上げます。

(市長)

おはようございます。本日、人権審議会の開催をさせていただきましたところ、委員長、委員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席賜っていますことにまずは心からお礼申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

平素から檀原市の人権行政の推進に、それぞれのお立場からご尽力ご協力いただいております。この場をお借りいたしまして平素からのご協力に対しましても心からお礼申し上げたいと思います。さらには、先日、全国人権・同和問題研究大会が奈良県で開催をされました。奈良県で開催されるのは8回目だと伺いました。この中にも、この大会に関わられた方も多くいらっしゃると思うんですが、檀原でも分科会が盛大に開催されました。このことにつきましても、心から敬意と感謝を申し上げたいと思う次第でございます。

様々な活動が続いてる中で、確実に人権に対する考え方であるとか、人権を尊重しないといけないという考え方が徐々に浸透していているという風を感じるころですが、まだまだ時代が進む中で、全国大会でも問題提起がありました。インターネットによる誹謗中傷であったり、LGBTQ の問題であったり、様々な人権侵害がまだ残っている、そんな現実も考えなければならぬと思います。

昨今であれば、コロナウイルス感染症が2年半以上に渡って続いており、まだ収束が見えておりませんが、コロナウイルスに関する人権侵害、誹謗中傷もなかなかなくなる事案であると思っています。感染者に対する偏見、コロナ患者を診ている医療従事者への偏見であったり、精神的苦痛を受

けていらっしゃる方がまだまだいらっしゃるのだらうと思います。当事者の方であるとか、家族の方のことを考えたときに心が痛いニュースを聞くことがまだまだ多いと感じています。

今年は、日本初の人権宣言と言われている「水平社宣言」から、100年という大きな節目の年にあたります。檀原市においては、大久保まちづくり館の開館から20年という節目の年でもございます。毎年の取組も大事ですが、こうした大きな節目の年に、さらに推進力を得て、活動を積極的に進めるいい機会だと常々思っています。檀原市においても、市民一人ひとりの人権が真に尊重される、そんな社会づくりへ取り組んで参りたいなと思う次第でございます。

本日は、「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の内容の検討を中心にご審議いただくことになっております。それぞれのお立場で、専門的な見地から様々なご意見をいただきまして、檀原市の人権施策が進みますようによろしくお願ひ申し上げたいと思います。私、冒頭で失礼させていただかなければならない公務が重なっております、大変申し訳ないのですが、委員の皆様から頂戴いただきましたご意見、改めて事務局から聞かせていただいて、檀原市の人権施策を進めていきたいと思っております。委員の皆様には、忌憚のないご意見をたくさんいただければと思います、

結びになりますが、皆様方のますますのご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げて、冒頭にあたりましての、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

(司会)

尚、市長につきましては、公務のため、ここで退席させていただきますのでご了承ください。

では次に、本日配布しております資料等について確認をお願い致します。

- ・本審議会次第
- ・(資料1)「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」
- ・「檀原市人権審議会委員名簿」

以上でございます。なお、資料の不足や乱丁等ございましたら、お申し付けください。

本日の出席16名、欠席4名でございますので、「檀原市人権審議会規則第5条第2項」に基づき、「出席者過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から令和4年度第1回人権審議会を開会いたします。

また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会及び会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

「異議なし」ということで、公開をさせていただきます。

また、本審議会では会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

本日傍聴希望の方1名が、おられます。許可してよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

「異議なし」ということで、許可します。

それでは、これより案件に入りますので、檀原市人権審議会規則第5条第1項により、「会長が会議を招集し、その議長となる」と規定されておりますので、以降の進行は、会長にお願いいたします。

(会長)

皆様改めておはようございます。

あつという間に師走が近づいて、さらにコロナウイルス感染も第8波に突入しています。皆様におかれましてもお忙しいところ、本日もご参加いただき誠にありがとうございます。委員の皆様それぞれのお立場からご参加されているということですので、なるべく多くの皆様のご意見を伺いたいと思います。どうぞご協力よろしく申し上げます。

先程、市長さんの方からもありましたけども、本日はお手元にあります報告及び事業計画についての議題が主たるものとなっております。資料に即してご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の案件「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」につきまして事務局からご報告願いたいと思います。

(事務局)

【事務局より説明】

(会長)

ありがとうございます。昨年度から変更があった個所を中心に説明いただきました。ここまでのところで、委員の皆様のお気づきの点などあれば伺いたいと思います。

(委員)

9ページ、子どもの人権について、社会的包摂への対応についてお聞きします。ここでは子どもの貧困とヤングケアラーについて触れられています。

最近、北海道のある中学校の修学旅行で、就学援助を受けている生徒が全国旅行支援のクーポン券を配布されなかったという問題が起きました。根底には生活保護世帯への偏見や差別があったのではないとも言われています。生活保護受給者への差別というのは、貧困自体に対する差別や不正受給問題のイメージが先行しておきていると考えられます。

子どもの貧困というのは本を正せば、養育する大人の貧困でもあります。大人も含めた貧困差別については、こちらの計画案の中では様々な人権に含まれるのではないかとと思われるのですが、特に具体的な取組については触れられていなかったもので、こちらで質問させてください。

生活保護の受給の相談に関わる人が多い福祉事業者の方からは、生活福祉課は支援者でも相談しにくい雰囲気があると聞いています。また、精神疾患のある方が対応にショックを受けて病状悪化されることもあるそうです。担当課なりの事情があるのかもしれませんが、生活保護を受ける権利のある方が傷つくことは防がなければならないと思います。

また、障がい福祉課、長寿介護課、子ども未来課は比較的連携してくれているのだけれど、福祉の現場の方は、比較的、生活福祉課については一から説明する必要がある、他課と連携している様子が他の

課より低いのではないかという意見をいただいています。

檀原市として、貧困者差別についてどのように取り組むのか、特に、生活福祉課が偏見に満ちた対応をとらないように取り組んでいることがあれば教えていただきたいです。事業の実施計画には生活福祉課の事業がないようでしたので、今日は来られていないのかもしれませんがわかる範囲で教えていただきたいです。

また、子どもの貧困問題につながる大人の貧困について、福祉部局や子育て教育部局がどのように連携しているのか教えてください。

(会長)

委員からの質問です。お答えをいただこうかと思えます。

具体的にこの文章で大人の貧困について触れられていない、どこかで触れておいた方がよいというご指摘ですね。あと、生活福祉課との関係、その辺りも教えていただきたいということですね。

委員、どのあたりに大人の貧困について入れたらよいと思えますか。

(委員)

「さまざまな人権」の中で、ホームレスについて触れられていますので、こういった形になるのかもしれませんが、貧困者、生活保護受給者への謂れのない偏見について触れていただければいいのかなと思います。そして、生活福祉課での取り組みがそれによって進められれば私としてはありがたいと思います。

(会長)

具体的なお提案をいただきました。「さまざまな人権」のところで、生活保護受給者への人権を交えていただいたらどうかということでした。

(人権政策課長)

生活福祉課、生活保護、貧困への差別といった、社会的にも大きな事案だと考えています。

本日、生活福祉の担当の部局が出席していないので詳細までは申し上げられないかもしれませんが、このような話が出たということは市長の方にも伝えたいと思っています。

人権政策課として、大人の貧困にどのように対応していくかということですが、女性施策も担当している課になります。奈良県の女性の就業率は全国で最下位となっています。非常に有能な方が多くいらっしゃると思いますが、結婚や子育てを機に離職される方が多いのだと思っています。

令和7年に全国規模の大会であります日本女性会議を、奈良県で初めて、有識者を集めて開催する予定であります。少子高齢化社会において、女性の社会進出は不可欠であろうと申し上げたいと思っています。また、女性が社会に出ていくことで、女性の地位向上、女性の経済的な自立をもって、その蓄え、果実が子どもにも回っていくという好循環が生まれるのではないかと考えています。ぜひ女性にも社会進出していただいて、経済活動の中に加わっていただくということで、貧困という差別の下の部分については押し上げが図れるのではないかと考えています。人権政策課としては、女性というところに焦点をあてて大人の貧困対策に取り組んでいきたい。全国にも発信していきたいと思っています。

(会長)

大人の貧困について書き込んだらいいのではないかとのご提案があったのですが、それについてはどうですか。その他の人権課題のところで、女性の経済的自立とも関係させながら書き込むということは可能かなと思います。委員いかがですか。

(委員)

女性についての支援することで押し上げというご回答でした。難しい質問だったかなとは思いますが、皆さんが収入を得ることで貧困者ではなくなるという差別を受けなくなるということではなくて、そもそも今ある貧困者への差別を我々がどのように克服していくかという話なので、まずは今、現状での貧困者への差別をなくすための取組が必要ではないかと思います。私たちが偏見をなくすための取組を、担当課のそういった方々への態度をどのように変えていくのか。解決策はあるのかといった話になってくると思います。

私の主旨とは少し回答がずれてしまったのかなと思います。

(会長)

委員のところにそういう情報が集まっているということだと思います。その辺りの事実を確認しつつ、今困っていらっしゃる方々にどうやって対応していくのかをどこかに書き込んでもいいのかなど。女性の経済的自立の問題は長期的に解決していく問題で、今の問題を含めて文言として入れておくことで、意識として繋がっていくことになるのではないかと。このご提案はいかがですか。少し文言を考えさせていただく。どうですか事務局。

(人権政策課長)

今現在、どのような手立てを市として講じていくことができるのか、非常に重要なことだと思います。市長にもフィードバックさせていただいて、全庁的な取組の中で、生活福祉課の職員に対しても、人権は難しい言葉ですが、人が幸せに生きる権利ということが言えると思います。もっと簡単にいいましたら、自分の隣にいる人にどれだけ優しさをかけられるかということだと思います。ですので、一人ひとりの方に対して丁寧ということとは市の職員の責務だとも思いますので、担当課にも話をして、全庁的に取り組んでいきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございます。では文言についてはこちらで考えさせていただきたいと思っています。

(委員)

私は日常的に在日外国人の支援活動をしておるわけですが、その中で、特に結果の平等ではなしに、権利の平等というところの支援活動に力を入れているところです。最近、水際対策の緩和がされ、留学生、外国人の方がどんどん入ってこられ、市内でも外国人を見かけることが増えてきたと思っています。

この報告書の中で、外国人の分野で違和感を感じたところがあります。12ページ12行目「在日外

国人の生活相談などの支援を行っています」の部分で、現在は確かに檀原市が実施されていまして、私どもが把握している範囲で、令和2年は1年間で133件、令和3年59件、令和4年は約半年で130件以上ということで相談件数も増えています。例えば、毎月の保険料の振込方法が分からず延滞金が生じてしまうなど、知識がないがゆえに不利益を被ることが多々あります。令和2年当初は、政府の雇用調整助成金や、中国の方が経営されているレストランで国の補助金があることを知らなかったりと、様々なところで権利の平等が確保されていないことがありました。

来年度以降、この事業を廃止するというのも聞いておりますので、それであれば、ここに「支援を行っています」と書くのは違和感があると感じましたのでその辺りのことをご説明いただきたいと思えます。

(会長)

事実は存じ上げませんが、来年度以降、この事業がなくなるかもしれないということなんですか。

(委員)

企画政策課によりますとそういうことのようにです。

(会長)

権利の平等が確保されていないのではないかと。

(委員)

廃止するのであれば、このように書かれると違和感が非常にありまして。

(会長)

どうしたらいいですか。例えば。

(委員)

本来であれば、重要だという認識があるのであれば、まだ来年度予算が確定している訳ではないですが、それなりの対応をしていくべきだと。

(会長)

事務局はどうですか。

(企画政策課長補佐)

今現在、まちづくり国際交流センターへ外国人の方への相談業務を委託させていただいています。相談件数の増加についてもこちらで把握しています。来年度については、予算要求の段階なので明確に廃止というところまでは申し上げられないです。

ミгранスの方でも、納税相談ですとか、市民窓口課での住民票の発行手続きであったりとか、そういうことで日々、外国の方がこられています。その方についても対応しなければいけないと。今現在で

は日本語通訳の方に来ていただいたり、職員個人の携帯を使ってスマホで翻訳をするなどして対応しています。個人のスマホを使っているなど課題がございましたので、こうした課題も解決しないといけないということもあります。タブレットや翻訳の機器を使った対応の方法を今、考えているところでございます。

(会長)

表記の方法に関しては、こういったことも考えながら、事務局の方と相談しながら考えさせていただきたいと思います。

(委員)

基本的には機能できればどういったかたちであっても問題はないと思います。その辺りを担保していただきたい。いろいろな相談が多いという状況がある中で、対応していくという方向でご検討いただきたいと思います。

(会長)

ここに記載があることで、支援を継続しなければならない状況になるだろうと。この記載は書いておいた方がむしろこの状況が続いていくようには思います。今のご答弁ですと、新しい問題も様々出てきていて対応を考えておられると。「行っています」と書いておいて、できていませんよねと言われられないように対応されるのだと思います。

(委員)

文言については書いてもらったと思うんですけども、若干違和感がありましたので。大事なことであればぜひとも様々な角度から解決するような取組を見せていただきたいと思います。

(会長)

委員のお考えとしては対応、支援を強化しますというくらい書いてほしいと。

(委員)

そうです、相談件数も増えていますので。数字が表していますので。

(会長)

ありがとうございます。これについてはやめるということではなく、また違ったかたちで支援していくと理解させていただきましたので、確認させていただきたいと思います。

(委員)

15ページのコロナウイルスと人権の部分でお聞きしたいです。私は学校や園での感染状況について保護者が行動を判断できるような正しい情報発信を度々求めてきたんですけども、実際に公立学校や園の休校・休園の情報をホームページで公表しているような自治体もあります。しかし、本市では複数

の感染者が確認されても、学級閉鎖が行われても、通常は全校の保護者にお知らせするところを当該学年の保護者にしかお知らせしなかったような事例がありました。それは学校長の判断で、地域性などを考慮したなどという話も聞いています。反対に、感染者が悪いのではないのだから正しい情報を伝えるべきだという学校長もいて、市としては対応が統一されていませんでした。個人が特定されるような情報を私たちは望んでいるわけではありません。それなのに一体、どういう地域性を考慮したというのか私には理解できませんでした。

コロナウイルスに関しても人権施策を行っているにも関わらず、結局は差別をする人に合わせて、本来あるべき行動を変えているのではないかと私は大変残念に思いました。正すべきは差別をする人の考え方や行動のはずだと思えます。そのようなことが学校や園の現場だけではなく、様々な場面で差別が起こるから消極的にならざるを得ないという発言を聞いてきました。この報告書の中に「お互いの人権を真に尊重する社会をいかに構築していくかが問われているのです」と書かれていますが、まさに私もそのように思います。

ただこのように書かれているにも関わらず、実際の対応が伴っていないのではないかと違和感を感じます。ここに書かれていることが本当になるように行動していただきたいのです。差別をする人に合わせて行動を変えることを良しとするのか、檀原市としての認識を改めて確認させていただきたいのですが、現状とこの内容と齟齬がないのかご意見をお聞かせいただけたらと思います。

(会長)

ここに書いていることに何か修正した方がよいということではなく、ここに書かれていることと現状がずれているのではないかと、その辺りを聞きたいということですね。

(人権政策課長)

コロナ差別についてご質問いただきました。

各学校で校長先生の裁量で保護者の方にどのような情報を流すか、多少の温度差があったと私も聞き及んでおります。その辺りは、市として一律の方向性が必要であったのではないかとすることも考えられます。

人権政策課としての考えですが、コロナ差別というところで、私たちが一貫して市民の皆様に発信してきたのは、「戦うべきはウイルスであって人ではない」ということ、「ワクチン接種は任意であって体調等の関係で受けられない方もいらっしゃる」ということを広く市民の皆様に発信してきました。発信の媒体としては、広報誌、ホームページ、LEDビジョン等、色々な発信源を使いまして、市民の皆様にコロナウイルスに関する差別のないように発信してきたところではあるのですが、市の情報発信について温度差があったことなど反省すべきところもあったと思います。

(会長)

ここに書いてあることが修正対象になるということではなくて、正しいので、ぜひこの認識でいていただきたい。この通りの施策が展開できているかという問題があるのではないかとということですね。この報告書には基本認識を書いて、この認識通りに施策が運営できているのかどうかをみんなで見ていきましょうという意味があって、また、計画がうまく展開できているのかどうかチェックしていきま

しょうということだと思います。今のようなご意見は後半の施策の方でもきちっとできているのかどうかご確認いただく場面がありますので、そこでもご発言いただければと思います。

それでは事務局から、後半の変更のあった個所を中心に説明をお願いいたします。

(事務局)

【事務局より16ページ以降について説明】

(会長)

事前に委員の皆様には資料を送付しております。大きな変更があった個所を説明してもらいました。委員の皆様それぞれのお立場でご関心のある分野があると思いますので、ご意見などいただければと思います。

(委員)

ヤングケアラーについて、昨年度のこの会議に私も出席させていただいていましたが、ヤングケアラーの文言は昨年度はありませんでした。今年から初めて「ヤングケアラー」という文言が報告書の中に入ってきた訳ですけれども、事業としては入っていません。おそらく予算等のからみで今年度は載せられなかったのかと思うのですが、来年度に向けてどのようにお考えなのかをお知らせいただけたらと思います。

(人権政策課長)

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に子どもが行っているという社会現象を表しています。令和2年度の厚生労働省の調査といたしまして、中学2年生の5.7%、高校2年生では4.1%の生徒がヤングケアラーに該当するということでした。

成長段階で必要とされる子どもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話をしているということになりますので、非常に悲しいことだと我々も考えているところであります。ヤングケアラーと一言で申される事案ですが、その背景はワンパターンではなく、例えば、共働き世帯、ひとり親世帯、ご高齢の方と同居されている世帯あらゆる世帯が混在するということです。ですので、一つの課がこの事案を担当するのは非常に難しい事案ということになります。本市といたしましては、全庁的な取組の中で、「自分は一人ではない」、また「誰かに相談してもいいと思える」、そして「子どもが子どもでいられるまち」ということを創造するといったことで全庁的にヤングケアラーについて考えていかなければならないと思います。

(委員)

全国で5.7%ということは、市内でも何人かいるだろうと思われる結果になると思います。予算が付いていなくても、相談窓口というかたちでは設置できるかと思っています。進学、受験等に関わってくる子どもが毎年発生してきますので、お願いとしてあげさせてもらいたいと思います。

(会長)

支援の仕方が多岐に渡る、このあたりの研究も進めていただければなと思います。

(委員)

まず、お礼を申し上げたいと思います。市長の挨拶にもありました通り、11月26日、27日、奈良県下で、全国人権・同和教育研究大会の全国大会が開かれました。県下4市で分散開催され、橿原市内でも5か所で分科会を開催しました。特に、橿原市では社会教育を中心にテーマを設定し、2日間で延べ1,100名が全国から集まりました。この開催に向けて、橿原市及び教育委員会、また我々人推協(橿原市人権教育推進協議会)加盟団体の方々の応援の力がありません。これまでの橿原市の人権教育、人権啓発の大きな成果、一つの節目となったと感謝しております。2日間、ご支援、ご協力いただいた橿原市に深く感謝したいと思います。

人権に関して、予算がついたからといってすぐに成果が上がる訳でもありませんが、全国や橿原市でも様々な問題があるかと思いますが、来年度、この部分を強化して予算計上したいと思っていることがあれば教えていただきたいと思っています。人推協の来年度予算、行動計画にも参考にさせていただきたいと思っています。力を入れていきたいというところがあれば、今教えていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

(会長)

今後の方向性での「拡大」となっているところがそうなのかなと思って伺っておりました。全般的にということですね。いかがですか、説明できることはありますか。予算のことなので、答えにくいところがあるかと思いますが。

(人権政策課長)

令和5年度予算はまだ固まっていないところではあるんですが、あくまでも人権ということに着目すると、人権政策課では令和3年3月に「部落差別の解消の推進に関する条例」を策定しており、この条例で市の責務として相談体制の充実と地域の実情に合わせた啓発を定めています。橿原市は13の駅がありまして、交流人口が多い市という特徴があります。ですので、市民の方のみならず、この交流人口の方々に対しても橿原市が考える人権のあり方を啓発していきたいと条例の中でうたっています。この二つについては、引き続きあらゆる媒体を使いまして啓発してまいりたいと考えています。

また、ハード面においては、大久保コミュニティセンターと飛驒コミュニティセンターが避難所でもあります。今現在、耐震基準を満たしていない建物となっていますので、地域の住民の方に安心して利用していただける施設を目指しまして、リニューアルさせてもらいたいと予算を考えております。

人権政策課としてはもう一つ大きな柱に女性施策があります。先程も申しましたように、令和7年に全国的な大会であります、日本女性会議の誘致が決まっておりますので、限られた予算内にはなりますが、橿原市の考える女性施策を全国に発信していきたいと思っております。

(会長)

まだご発言になっていない方、いかがでしょうか。

(委員)

駅の無人化が進んでおりまして、高齢者の方が困っておられる姿を見ることがあります。近鉄と橿原市の話になるかもしれないんですが、人権に関わってくることでもありますので、なにか改善の方法があれば取り組んでいただきたいと思っています。

(会長)

資料についてはありませんが、高齢化に伴った住みやすいまちづくりといったことですね。

(委員)

福祉総務課にも我々の考えをしっかりと伝えております。

(会長)

こういったことに対する対応はどのようになされるのかだけ確認いたしましょうか。

(人権政策課長)

貴重なご意見です。駅でお困りになられている方に手を差し伸べないのは非常にさみしい光景でありまして、人権に携わる者として憂慮すべき事態だと思っています。地域振興課が窓口の企業内人権教育推進協議会というものに近畿日本鉄道株式会社も加盟されていたと思います、市と企業体とで人権を考える組織を作っております。あくまで営利企業なのでどこまで話ができるか担保はないのですが、そちらの方で啓発するといったことが考えられるかもしれません。

(会長)

今言っていた方法があるかもしれないということです。

(委員)

50ページの児童虐待等への対応についてお伺いさせていただきたいです。目標に「個々の子どもとその家庭への対応、支援を通じ、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ基盤を整える」と書かれていて、その通りになればよいなと考えるのですけれども、児童虐待は全国的にも年々件数が増加していることもありまして、子どもの発達や将来に大きな影響を及ぼす事案でございますから、少しでも多くの子どもが救われることが課題だと思うんですけれども、相談窓口、児童虐待をしてしまうかも、手を出してしまうかもしれない親御さんへのケアについてお伺いしたいです。

市役所が開いている時間帯が相談窓口の開いている時間帯だと思うのですが、平日9時から5時は子どもが保育園や学校に行っていて子どもがいない時間帯、保護者も仕事をしている時間帯になるんですね。子どもに親が関わっていく時間は夕方から夜だと思うので、そのタイミングで相談したいなと思う時に、夜に開いている窓口があればいいなと常々思うんですが、今後、夜に育児相談等ができる窓口、もしあれば周知を市として行っていくべきだなと考えるのですが、その辺りの考えを聞かせてください。

(子ども未来課長)

虐待は社会的な大きな課題だと感じております。昼夜を問わない相談の窓口ということですが、平日日中は窓口で相談員が対応できるんですが、それ以外は市としてはっきりとした受け皿がないという状況です。対象者の状況の把握はしております、前兆というか、悪いようになるなというご家庭に対しては、その予兆に対して、担当者が先手を取るような形で対応をとっているところです。緊急的なものでは、市の代表電話にかけたら当然すぐに我々職員にかかるようになっていて、即時対応をとらせていただいています。平日の日中以外の対応については、今後考えていかなければならないかなと思っております。

(委員)

女性の全国大会を予定しているという事を聞き素晴らしいことだと思っております。

目次で気付いたことですが、1ページ目の重要課題に「女性」が載っていますが、資料編には「女性」の項目がありません。市が行っている女性に関する事業がないのかと思ってみましたら87ページに載っていました。重要課題に女性が挙げられていますので資料編にもそれに対応して女性の項目を作っていただくとよいのではと思われました。どんな資料が良いのかは検討していただければと思います。

(人権政策課長)

重要項目に女性を謳っています。多くの資料を持っているわけですが、掲載していないということで、本当に申し訳ございません。今後改善させていただければと考えています。

(会長)

資料を良くすることが、おそらく施策をよくすることだと思います。ここにこういう資料をという意見があれば、ありがたと思います。先ほどの委員のご質問(夜間の育児相談窓口)も、ご提案でどこかに書き込んでおくことができるのであれば、お願いしたいと思います。

(委員)

以前にも今から言う内容をお話ししましたが、資料の中身というのは細かいことも載っていますが、そういうのではなくて差別問題というのは心の問題だと思うんです。我々がどうこうというよりも、もうすでに国そのものが差別をしている。国同士、人同士がすでに差別をしている。国の施策そのものが差別をしている。例えば入管の問題で拘束された外国の人が体調が悪くなったのに医療機関にも連れて行ってもらえず亡くなられた例もあった。日本の国もその辺から考えを直していかないといけない。

先程も委員がおっしゃったように制度(外国人を対象とした相談業務)を打ち切ってしまうという話もありましたね。なぜそういう細かいことだけを打ち切ってしまうのかと思う。やはり人権教育というものを入れていかないといけないと思う。昔、差別といえば暴力的なことが多かったけど、最近は冷酷な差別が多い、インターネットやスマホなどの差別で精神的に追い込んでしまうようなやり方をしている。国を挙げて、そのような書き込みは絶対にさせないような、パソコンやスマホにするのかきちんと取り組んでもらいたい。

現在は外国人の助けを得て、日本のスポーツ界もよくなってきている。特に相撲などがそのいい例。日本のバスケットボールチームも外国人のコーチを入れることでよくなった。日本人と外国人それぞれ

考え方が違う訳です。

80、90歳の高齢者に対しても、人権教育をしていかなければならない。それが足りないから差別がいつまでたっても残っていくんです。家庭の中でも差別がある、どういうものが差別かわかっていない。アメリカでは日曜日の教会での牧師の説教がなくなってから、人間が悪くなったという事例もでてますから。間違った宗教的教育はよくないけど、本当の人間的な教育を考え直すべきだと思います。問題が大きすぎてわかりにくいかもしれません。行政にここを正してくれというのは無理なのではないか。もう一度人権問題とは何かと戻って考えていかないと、ただ各論だけ前に前に進めていくのでは意味がないと思います。

(会長)

資料3ページ、前半の部分で「人権教育・啓発」を第1にあげられていて、認識は示されていると思います。差別心というものに対して闘うには、社会を挙げて闘っていかなければ前に進めない、その通りだと思います。3ページから4ページ、学校教育、社会教育とあって、その後人権啓発という認識を示し、各論・各事業を展開していくという構成になっています。まだまだ不十分なところはあると思いますが、今日の委員会で今後の実施計画をよくしていくことが、委員のおっしゃるような目的に向かって進めていくということにつなげていくことができればと思っています。

事業をある程度縛るもの、ここにこういう文言があるからもっと事業を展開していかなければならないのではというように、一つ一つが大事な言葉だと思います。もう一度よく見なおして事務局とチェックし再度、委員のおっしゃることが反映できないかと検討したいと思っています。

(委員)

学校に勤めておりますので、この部分でいうと、子どものこと、人権全般に関わっていると思います。冒頭、子どもの貧困についての話がありましたが、それは保護者の経済状況に直結していくなかで、例えば経済的にしんどい子どもたちは、習い事ができなかつたり、学力が低いということがデータとして出ています。学力の問題は大切な問題で、以前であれば、職員が放課後残って、いわゆる居残り授業をしたり、夏休み等の長期休暇を利用して補習をしていましたが、今はコロナ禍や、教職員の働き方改革、子どもを残すということも子どもの登下校の安全もあってなかなかできない状況にあります。

そんななかで65ページにも書いていますが、子ども人権フォーラム（校区の人材を活用して人権教育を推進する）が県の「学校・地域パートナーシップ事業」と連動して校区の子ども達に色々な力をつけていくという事業の中の一つです。その中でも、こういった事業を活用して校区にいる方に学習支援に来ていただき、教職員が担っていた学力補充を行っていただいているのも非常に大切なことです。方向性が「B」となっていますが、なかなか予算のない中ですが、今後こういった事業も増やしてほしいと思います。

学校教育課の方で、スクールカウンセリング事業、いじめ不登校対策事業というのも、成果が「A」となっているのも本当にこの通りで、学校の中で職員以外のカウンセラーさんや、いじめ不登校対策指導員によるカウンセリング事業をしていただいている。7時40分頃から8時20分頃まで、朝の登校支援をしているんですけども、もう帰ろうかなと思ったら遅れてくる子どもがいて、「朝ごはん食べてきたか？」と聞くと「食べてない」と、「頑張ってきたなあ」と一人で歩いてくる子もいるんですけど

ど、そういった子ども達に対して指導員の方は全部チェックをして、「今日はどうですか」と家庭に連絡をするなど、こういった取り組みで不登校の解消もかなり進んでいる状況もあります。

スクールカウンセラー事業についても、心理カウンセラーの方が直接その子に入っていたいてはいいないが、心理相談員の方は2年目になり、小学校の方に週に一日来ていただいています。不登校の子どもの様子を見てもらったり、学習が苦手な子どもに付いていただいて様子を観ていただいています。本当にありがたい事業で、成果「A」となっていますが、今後もますます進めていただければと思っています。よろしくをお願いします。

(会長)

特に資料で修正等はありませんね、ご意見ご感想をいただいたということですね。

(委員)

8ページ、子どものところ、「本市でも児童虐待事件やそれに関わる児童相談件数も年々増加しており…」とありますが、79ページの資料を拝見しますと、檀原市の方は令和3年度相談件数が大幅に減少してしまっていて、子どもの文章と資料の内容が一致していないのではないかとというのが気になる点です。50ページに「子ども家庭総合支援拠点を設置しました」とあり、相談支援拠点の拡大を図られていると思うのですが、全国的には相談件数は増えているように思われるが、なぜ檀原市はこんなに相談件数が減っているのか、分析されていらっしゃるのかどうか、そうであればその辺りのことも反映していただければと思います。

(健康増進課長)

相談件数は減っているが、幼児、乳児のお母さんでしたら、保健師が事前に訪問して話を聞いたりする中で、改めて相談する必要がなくなってきたのかなと思っています。

本年度からは専用の相談ダイヤルを設けていますので、両面で支援していきたいと思っています。

(会長)

委員の質問で「年々増加しており」といったことが資料では確認できないということです。その点はどうか。

(人権政策課長)

全国的な全体としての傾向を挙げていますが、資料編の方では檀原市の状況を載せています。分かりにくい資料となるので、檀原市の実態と資料の実態との整合性を取らせていただきたいと思います。

(委員)

そのような形でしていただければと思います。

「本市でも」と最初にかかれていてることでややこしくなっていると思うので、例えば、この「本市」を「全国的には…」と表記した後、「檀原市では」と修正していただきたらと思います。

(委員)

中学校現場で発言させていただきます。学校教育の方で子どもたちを世の中に送り出す前にどれだけ人権意識を高めるかが課題になっています。色々な教育活動をする中で、いろいろなところで差別発言等起きたりします。そのたびに教員はそれを指摘し指導する中で、教師間でも情報共有し合っています。そういうことを指導する教師の力量が非常に大事だと思っています。

現在、先ほどもあったように不登校が課題になっています。子どもたちを指導するということは大事なことですが、その後ろにおられる保護者のサポートがなかなか力及ばすというのが実情です。他の委員の述べられた相談室の件ですが、深夜に教員の携帯電話に保護者から相談をいただくということがあります。携帯電話の番号を知らせることの是非もありますが、教師の方は子どもたちのためには私生活を犠牲にして対応することがあります。中学校では部活動などで連絡手段として携帯電話の番号を教えてしまっていることがあると、時間外を超越して電話がかかってくるがあります。

今後、課題や体制に時間的なことも盛り込んでいただき、檀原市の方に時間外に対応していただける所や取り組みを目指してしていただけたらありがたいと思います。

(会長)

50ページ、相談時間の件で、電話やメールなども含めて対応があり得るのではないかと伺いました。文言で時間外対応ということは入れ込めますか？なかなか難しいことでもあると思いますが。

(人権政策課長)

教育現場のご苦労といったところ、以前教育委員会に所属していたので承知しているところです。勉強以外のところがハードワークということについて本当に尊敬するところでもあります。先生の時間外におけるところについては私の方から、こうしますといったことは今は言えないのですが、貴重な意見があったということも含めて市長の方にも伝えさせていただこうと思います。

(こども未来課長)

国の方で、いちはやく「189」といった番号が特設されておりますので、こちらの方の周知も進めて参りたいと思います。

(委員)

27ページの「毎月11日は人権を確かめあう日」とスローガンが書いてありますが、市民に浸透させると書かれていますが、小学校や中学校で教えていますか。子どもたちはこのようなものがあるのを知っていますか。内容的に、小学校や中学校でそれぞれ伝え方は違うと思うんですが、どのように話しかけているか聞きたいです。

(会長)

今後含めてどのように浸透させていくかですね。

(委員)

子どもに伝えていくことも大事だと思うので、子どもたちにどのように伝えているのか聞きたいと思います。

(人権政策課長)

人権についての考え方はこの通りなのですが、我々人権政策課は学校教育以外での啓発と考えています。というのも子どもたちに教える内容といったことになれば教育委員会が審議した内容を教えるというのが一般的な流れです。人権を確かめあう日について子どもたちに何かを教えるということになりましたら、公権力が学校現場に介入したという一面も拭いきれませんので、学校教育というよりは社会教育としてあげさせていただいております。子どもたちにどのような内容を教えるかについては、市役所ではなく、教育委員会で審議した内容を教えるとなっておりますので、このあたりは差別化させていただいております。

(会長)

本日欠席されている委員から要望の書類を預かっていますので紹介してよいでしょうか。事務局で読み上げていただけますか。

(事務局)

代読させていただきます。

「11月29日の檀原市人権審議会への要望

令和4年度 第1回檀原市人権審議会に参加できませんので、文書で私の意見を述べたいと思います。審議会の中でのご配慮をお願いします。

檀原市は「部落差別の解消の推進に関する条例」を令和3年3月31日付けて公布施行しました。この中で(市の責務)として第4条に、「市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国、県、及び関係機関との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する」と明記しています。

檀原市はこの責務をどのように果たしていくのか、これを検討し話し合うのが本人権審議会の重要な役割の一つであると私は考えます。このような審議会に委員である私が欠席するのを申し訳なく思います。ここでは、とりあえず私の意見を文書により述べさせていただきます。檀原市に対して質問したいと思います。

質問。1、檀原市は、市の責務である「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ために、どのような財政・人的措置等広範な観点からの検討をしているのか、具体的に言えば、少しでも来年度予算措置に反映するように努力するつもりがあるのか、また関係者との緊密な協議を実施していくつもりがあるのか、この点についてお答えいただきたいと考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2、「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の46ページの「本人通知制度」について、この制度が、担当課を「市民窓口課」とし、対象を「市民及び檀原市に本籍がある人」として実施されるようになった経緯と現状について、人権審議会ですく説明していただきたい。

以上が私の意見です。本審議会においてご検討、ご配慮いただきたくお願い申し上げます

(会長)

以上のような要望をいただいているところです。出席がかなわなかったということですので、市の方から説明いただいて、議事録に残したいと思います。

(人権政策課長)

「檀原市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定したことで、市がどのような施策を行っていくかというところになるのですが、こちらの条例につきましては、市の責務として大きく二つ掲げております。一つは相談体制の充実、一つは交流人口を含めた広い市民の皆様への啓発を市の責務として制定いたしております。こちらの責務を果たすべく、予算措置また人的な要望を行っていきたくと思っておりますけれども、令和5年度予算措置については今後の話になってくるのでご了承いただきたいと思っております。

人権に関しまして条例を含めてですが、市民の皆様にわかっていただくということが大事だと思っておりますので、人権政策課においては今後も檀原市の人権施策を通して人権の大切さを周知させていただきたいと思っております。

(市民窓口課長)

本人通知制度について、経過を説明させていただきます。本市の方でも平成23年1月から「檀原市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」を制定し、登録をいただいた方につきましては、住民票、戸籍等を第三者である弁護士、司法書士の方から請求があった時につきましては、このような請求があったことを本人に通知させていただいております。おそらく全国的な経過だったと思うんですが、住民票等の不正な目的による請求ということで、それが差別事象に繋がるなどの流れが全国的にあったなかで、本市でも本人にはこういった請求があった場合には通知をさせていただいております。また、今後につきましても、広報やホームページ等で力を入れていきたいと思っております。

(会長)

そろそろ終わりの時間が近づいてきました。まだ、発言されていないという方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思いますがよろしいですか。「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」についてのご審議ありがとうございます。時間がなくてご意見が言えていないという方もいらっしゃったかもしれません。もしありましたら、事務局もしくは私の方までお知らせください。事務局と私の方で協議し、反映していきたいと思っております。何ページのこの個所と具体的なご意見を申し上げます。時間も参りましたので、本件については審議を終わらせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

その他の件について何かありましたらお願いします。

(委員)

私からは大きく2点、報告とお願いを申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、他の委員さんからインターネットにおける差別について熱い話がありましたが、Twitterを利用した差別書き込みについてであります。

この夏、御所市、大和郡山市、桜井市、そして私たち橿原市の被差別部落の所在地を特定し、差別を助長する悪意に満ちた書き込みがありました。すでに啓発連協から奈良地方法務局に文書による削除要請を行っておりますが、橿原市からも市長名で削除要請をしていただきました。

なお、この10月末、再び別のアカウントで、橿原市、桜井市、そして吉野町の地域を特定する書き込みがあり、そればかりか、内容の一部には、部落の落を「楽しい」という漢字、解放同盟の解を「怪しい」の文字、同には恫喝につかわれる「恫」に変えるという侮辱した内容の書き込みでもありました。誠に腹立たしい限りであります。

弁護士や裁判官など、司法に携わる方にも、現実をご理解いただく方が増えておりますが、インターネット上の差別表現については、憲法第21条の表現の自由に護られた差別者に対し、立件は非常に困難であります。なお、名誉棄損罪や侮辱罪では、裁判による費用、時間、精神的なストレスにより、断念せざるを得ない方が多いと聞いており、改めて考えさせられるところです。解放同盟では司法関係者や国、国会議員の先生と協調しながら、対策について議論を深めていますが、まずは委員皆さんへのご報告を申し上げながら、解放同盟の取組についてご理解をお願いする次第であります。

次に橿原市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の一部改正についてであります。先程、欠席委員からの要望メッセージにもありましたが、昨年8月、栃木県行政書士会所属のI行政書士が探偵業者の依頼に応じて、他人の戸籍謄本や住民票を不正に取得したとして、兵庫県警に逮捕されました。警察の調べでは奈良県内で42件の不正請求が発覚しています。

私たちとしては、この問題は解放同盟だけの問題ではなく、障がい者差別や外国人差別、広くはDVによる女性への犯罪防止に繋がると判断し、5月27日付けて橿原人権ネットワークと私たち解放同盟が人権政策課を所管する企画戦略部へ本人通知制度改定の申し入れを行ったところです。その後の6月23日、市長に対面による直接の申し入れも行いました。要望内容は、すでに確立する本人通知制度を申請の必要や期限のない制度への要望でしたが、市民窓口課の業務繁忙もあり、結果「この通知申請を行った市民を対象に期限なし」とすることとなり、7月7日付で本人通知制度の一部改正となりました。これまでの制度、3年の期限から期限なしへとステップアップしましたが、私たちの望む満額の回答とは至りませんでした。しかし、啓発活動など、広く市民に周知すべく、人権政策課と共に取り組む姿勢を確認したところです。

申請は市民窓口課に備え付けの申請用紙への記入とマイナンバーカードや運転免許証など身分を証明できるものさえあれば、簡単な手続きで行えます。委員皆さんの多くの賛同を求め、申請をお願い申しあげます。

最後になりますが、申し上げた2点を通じ、私たちは差別をされない権利があると考えています。私たち人権ネットワークの所属する会員のみならず、本人の家族、親戚までもも暴き、悪用する者が後を絶ちません。私のように出身地を自ら名乗っている者と名乗っていない者、また名乗っていても、その兄弟や子、孫、甥、姪などのプライバシーは護られるべきです。カミングアウトと当事者の同意なしに他人が他人に当事者の個人情報を知る悪意のアウティングの違いについて、委員皆さんをはじめ、行政皆さんのご理解をお願い申し上げる次第でございます。以上です。

(会長)

報告ということですのでお伺いしました。何か質問があれば。

(委員)

質問ではありません。いろいろと報告をしてくださったこと、ありがとうございます。

これに付け加えて言うと、社会からの差別が犯罪や非行につながることもあるんです。現実に私、何人かから聞きました。差別があるからこういうことになったんです。学校を出て、大企業に入社の試験を受けたのに採用されなかった。なぜか、その人が言うには、「差別されたから仕返しをしたろと思って犯罪を重ねた」と。我々の社会がそうさせたわけです。そこまで追いやった。差別をした側が悪いんです。好き好んでこうなったわけではない。徹底して差別されたから、そういう経緯があったんです。皆さん承知しておいてほしいと思います。

(会長)

その他の質問等ありますか。事務局お願いします。

(人権政策課長)

報告事項があります。市としては悲しい案件となってしまっているのですが、令和3年4月、5月頃になるのですが、市役所内のある課におきまして、会計年度職員こちら臨時職員になるのですが、会計年度職員同士の会話の中で差別的な会話があったとする、差別事象の疑いのある事案が発生いたしております。本日、当会議までに当該事案の内容認定ができておりましたら、当会議にてその仔細につきご報告する予定でありましたけれども、関係者への事実確認によりまして内容が未だに確定してございません。今後、檀原市差別事象対応マニュアルに準じまして、檀原市人権問題啓発推進本部会議を開催し議論を致したく思っております。そして事実の認定を行いたいと考えております。事実認定ができましたら、委員の皆様にも再度、今回の事象につきましてご報告させていただきたいと思っております。ご理解の程、よろしく願いいたします。

(会長)

差別事象は、他の人の話ではなくて、我々自身の問題だということですね。またご報告いただけるとありがたいと思います。では、その他についてはこれでよろしいですね。

以上を持ちまして本日のすべての議題にかかる報告、審議が終了いたしましたので、マイクを事務局にお返しいたします。慎重に審議いただきありがとうございました。

(司会)

会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありがとうございました。本日もご審議いただきました会議録につきましては、後日、事務局でまとめまして委員の方全員にお送りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。この会議録につきましても檀原市ホームページで公開予定をしております。

それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。ありがとうございました。